

1 計画策定の目的

本市では、平成23年度に策定した「西脇市環境基本計画（以下「現行計画」という。）」に基づき、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」づくりを進め、環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築し、本市の自然に恵まれた環境を、より良いものとして将来の世代に確実に引き継ぐため、市民・事業者・行政が協働し、環境保全、創造の取組を進めてきました。しかしながら、近年の私たちを取り巻く環境は急速なライフスタイル、ビジネススタイル及び社会経済情勢等によって日々変化し、その影響は多様化、複雑化しています。環境保全と経済活動が調和する循環型社会を構築するためには、私たち一人ひとりの環境に対するこれまで以上の高い関心と、あらゆる対策への積極的な取組が求められています。

このような中、現行計画は、令和2年度をもって計画期間が終了します。環境基本計画は、環境面から今後の本市のあり方を明らかにするものであり、また、西脇市の環境をまもる条例においてもその策定が義務付けられているところです。これらのことから、令和3年度を初年度とする新たな基本計画を策定するものです。

なお、策定に当たっては、現行計画に基づく推進の結果や課題を踏まえつつ、社会経済情勢の変化による新たな環境課題を反映させることとします。

2 計画策定の根拠

(1) 環境基本法

平成5年施行の環境基本法においては、第7条において地方公共団体の責務として「環境の保全に関し、国の施策に準じた施策」及びその地方公共団体の自然的社会的特性に応じた施策を策定して実施する責務を定めています。また、第36条において、その施策は「総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するもの」と定められています。

環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策の準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の施策）

第36条 地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境

の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(2) 西脇市の環境をまもる条例

環境基本法に基づき制定された西脇市の環境をまもる条例では、環境基本法に規定された地方公共団体の責務を果たすため、西脇市環境基本計画を定めて「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」こととしています。

西脇市の環境をまもる条例（平成17年10月1日条例第114号）（抜粋）
（環境基本計画）

第28条 市長は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標、基本方向及び基本方向に基づいた施策
- (2) 環境の保全及び創造のために、市、事業者及び市民がそれぞれ配慮すべき事項（以下「環境配慮指針」という。）
- (3) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 計画の基本的事項

(1) 計画の役割

西脇市の環境をまもる条例第29条の規定にあるとおり、環境基本計画は総合計画を環境面から方向付ける役割を持つとともに、環境行政の基底となるものです。

また、市民、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの役割分担の下で、良好で快適な環境の保全及び創造のための行動の指針となるものです。

西脇市の環境をまもる条例（平成17年10月1日条例第114号）（抜粋）
（環境基本計画と他の計画との整合性等）

第29条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定し、及び実施するに当たっては環境基本計画との整合を図るものとする。

(2) 西脇市総合計画等との整合性

策定に当たっては、西脇市総合計画で掲げる各施策の基本方針等との整合性を図りながら策定します。また、その他、国、県の関連計画との整合を図ります。

(3) 計画の対象区域

本計画の対象とする区域は、西脇市全域とします。

(4) 計画の対象分野

日常生活、事業活動その他の人の活動は、地域の環境から広く地球全体の環境にまで深く関わっています。計画においては、西脇市の環境をまもる条例第27条（基本方針）に示された7つの視点を基本として整理します。

西脇市の環境をまもる条例（平成17年10月1日条例第114号）（抜粋） （基本方針）

第27条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくり
- (2) 水、緑、生物等の多様な生態系をはぐくむまちづくり
- (3) 安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり
- (4) 地球環境の保全に貢献するまちづくり
- (5) 環境に配慮した市民生活を進めるまちづくり
- (6) 環境を守り育てる仕組みを確立したまちづくり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に資するまちづくり

(5) 計画の適用期間

本計画の適用期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、計画の適用開始後、計画の実効性や達成度、社会経済情勢の変化を考慮し、概ね5年後を目処に見直しを行うこととします。

年度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
環境基本計画	現行計画	推進										
	次期計画	策定作業	前期計画推進			見直し	後期計画推進					

4 計画策定の考え方

(1) 現行計画の検証

- ・ 現行計画に基づく施策や推進の成果及び課題を反映します。

- ・ 現行計画の施策の継続性を考慮しつつ、現行計画策定後の本市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉え、新たな環境分野の指針として適切に反映します。

(2) 基礎資料分析内容の反映

- ・ 最新の既存資料や現地踏査等により、本市の環境特性の現状と課題を総合的に整理し、具体的な施策目標の検討に活用します。
- ・ 市民アンケート調査による意識調査を行い、環境に対する意識や取組状況、将来望んでいる環境状況など、地域住民の環境意識の変化を反映させます。

(3) 市民とともに創り推進する計画

- ・ 市民、事業者及び市による、それぞれの役割分担の下での良好で快適な環境の保全及び創造のための行動が重要であることから、計画策定段階から各種団体を代表する者及び公募による市民を含む委員で構成された環境審議会に諮問することにより、市民の多種多様な意見が反映される機会を確保します。
- ・ 計画は平易な表現でまとめ、広く周知するとともに、各主体が計画の内容を十分に理解して具体的な行動に移すことができるような計画を策定します。

(4) 実効性のある推進体制

計画の実効性を確保するため、可能な限り取組の成果が数値で把握できる指標を設定するとともに、着実な進行管理を行うことができる推進体制を確保します。

5 策定体制

(1) 庁内体制

環境基本計画策定委員会

(2) 職員の参画

関係各課担当者へのヒアリング調査の実施

(3) 市民参画

ア 市民意識調査の実施

(ア) 市民、事業者アンケート

(イ) 特徴的な事業所等へのヒアリング調査

イ 意見公募手続（パブリック・コメント）の実施

(4) 西脇市環境審議会への諮問

(5) 議会への報告

6 計画改定のスケジュール（予定）

(1) 令和元年度

- ・ 環境基本計画等策定委員会の設置
- ・ 環境基本計画策定方針の検討
- ・ 環境基礎調査（環境現況基礎調査及び市民意識調査）
- ・ 基本方針と望ましい環境像の設定
- ・ 計画の施策体系、目標、各施策等（事業者、市民の取組項目含む。）の設定
- ・ 環境基本計画（骨子案）作成

(2) 令和2年度

- ・ 環境指標、進行管理体制の検討
- ・ 環境基本計画素案作成
- ・ 環境基本計画素案に関する市民意見公募（パブリック・コメント）
- ・ 環境基本計画の編集と印刷